

# 学校法人大阪医科薬科大学 寄付金受け入れに関する取扱規程

(平成23年9月1日施行)

(目的)

**第1条** この規程は、学校法人大阪医科薬科大学（以下、「本法人」という。）における寄付金の適正な受け入れとその手続きを定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程において寄付金とは、寄付者がその意思に基づき、本法人に無償で供与する現金及びその他の財産をいう。

- 2 前項の寄付金には、教室及び研究室並びに診療科等の職域を指定した教育、研究支援のための奨学寄付金を含む。
- 3 科学研究費助成事業等の公的研究費による機器等の寄付については、別に定める。

(受け入れの条件)

**第3条** 本法人は寄付金の受け入れにあたり、次の各号に掲げる条件が付されているものは、受け入れない。

- (1) 学会・研究会等の運営に資すること。
  - (2) 寄付金受け入れに伴い、本法人に著しい財政負担又は義務が伴うこと。
  - (3) 寄付により取得した財産を当該寄付者又は他の法人等に譲渡すること。
  - (4) 寄付金による学術研究の成果として得られた知的財産権等の権利を寄付者に譲渡又は使用させること等、寄付者に対して寄付の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること。
  - (5) 寄付金の使用について、寄付者が会計検査を行うこと。
  - (6) 寄付申し込み後、寄付者がその意思により寄付金の全部又は一部を取り消す可能性があること。
- 2 前項各号に定めるもののほか、次の各号に掲げる寄付金は受け入れない。
- (1) 本法人が設置する学校の入学志願者又はその関係者から入学と因果関係のある若しくはその疑念を抱かれる寄付金
  - (2) 本学関係者が主催する学会、研究会等の余剰金
  - (3) 反社会勢力に関わる寄付金及び本法人と契約実績がある業者又はその関係者であって、当該申し込みを決定することにより世間の人々から誤解を受ける恐れがあるもの
  - (4) その他本法人の管理運営に支障が生じるおそれがあるもの
- 3 前項第2号の定めにかかわらず、本法人に余剰金に関する財政負担又は納税義務が伴わないものについては、受け入れることができる。

(現物寄付の受け入れ)

**第4条** 現物寄付については、これから生ずる諸経費及びリスク並びに換金性等を勘案し

てその受け入れを決定しなければならない。

- 2 不動産及び動産については、現状有姿のまま受け入れるものとする。ただし、寄付物件に抵当権の設定等負担がある場合には、負担の無い状態になったときに受け入れるものとする。
- 3 不動産及び動産については、寄付金受け入れの際に譲渡制限がない場合には、市場の適正な価格で売却することができるものとする。
- 4 株式等の有価証券については、市場の適正な価格で売却することができるものとする。

(事務)

**第5条** 寄付金受け入れに関する事務は、第2条第1項に定める寄付金については募金推進本部が行い、第2条第2項に定める寄付金については財務部経理課が行う。

- 2 前項の受け入れに際しては、寄付金が第3条第1項及び第2項の禁止事項に該当するかどうかを確認した上で、受け入れの手続きをしなければならない。
- 3 第1項の受け入れに際しては、寄付申込書に記載された寄付者名、金額、目的等を確認しなければならない。
- 4 寄付金を受け入れた後、第3条第1項及び第2項のいずれかに該当することが判明した場合は、速やかに返却の手続きをとらなければならない。なお、金銭の返金額は、返金までに本法人が負担した経費及び振込手数料を控除した金額とする。

(その他)

**第6条** この規程に定めるほか、第2条第2項に定める奨学寄付金については、別に定める。

(改廃)

**第7条** この規程の改廃は、法人運営会議の議を経て、理事長が行う。

**附 則**

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、令和3年11月9日から施行する。